

第2号報告

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月22日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、昭和46年3月18日議会の議決により指定された「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年11月24日

東大和市長 尾崎 保夫

記

1 件名

庁用自動車の物損事故による損害賠償（物件損害）の額の決定及び和解について

2 和解の相手方

[REDACTED]

3 損害賠償額

132,628円

4 和解の要旨

- (1) 東大和市（以下「甲」という。）の [REDACTED]
[REDACTED]（以下「乙」という。）に対する本件事故の物件損害に係る損害賠償額は、
132,628円とする。
- (2) 物件損害に係る損害賠償額132,628円は、乙車両の修繕費のほか、修繕中の代車費用を含むものとする。
- (3) 甲と乙の間には、本和解条項に定めるもののほか、本件に関し、なんらの債権債務のないことを相互に確認する。